

令和5年4月25日

事業者 各位

大崎市民病院経営管理部総務課長

取引業者様の来院について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されますが、院内の感染防止のため、取引業者様の来院については、下記のとおり制限を継続させていただきますのでご了承ください。

記

1 納品，修理及び保守対応

- (1) 医療機器等の納品，修理及び保守対応のため来院が必要な場合は，事前に各部門の所属長の許可を得てください。
- (2) 許可を得て来院するときは，次の事項を遵守してください。なお，遵守事項をお守りいただけない場合には，その後の来院をお断りします。
 - ア 来院する場合には，必ず不織布のマスクを着用させてください。なお，一度に来院する人数は，必要最小限でお願いします。
 - イ 駐車場は，第2職員駐車場をご利用させてください。パレットおおさき等近隣施設の駐車場は絶対に利用させないでください。
 - ウ 入館の際に，検温を実施します。発熱，呼吸器症状，体がだるいなどの症状がある方の来院をさせないでください。
 - エ 東口の防災センター側入り口にて，許可を得た上で入館してください。
 - オ 他の患者や用務先の職員以外と接触しないようお願いいたします。

2 製品紹介等について

- (1) 製品紹介及び情報提供は，原則資料の郵送又はメール若しくは Web 会議システム等を活用した対応をお願いいたします。やむを得ず，院内で現物の説明が必要になる場合は，事前に各部門担当者と下記担当へ連絡をしてください。

担当： 総務課総務係 TEL 0229-23-3311 (内 3503・3504)
